

周防大島町告示第27号

平成17年第5回周防大島町議会臨時会を次のとおり招集する

平成17年8月15日

周防大島町長 中本 富夫

1 期 日 平成17年8月19日

2 場 所 大島庁舎議場

開会日に応招した議員

安本 貞敏君

土手 正喜君

荒川 政義君

杉山 藤雄君

田村 三郎君

武政 輝夫君

魚谷 洋一君

黒田 壇豊君

魚原 満晴君

木村 潔君

平川 敏郎君

小田 貞利君

久保 雅己君

伊東 梅芳君

平野 和生君

浜戸 信充君

神岡 光人君

伊藤 秀行君

平村 真成君

松井 岑雄君

広田 清晴君

富田 安英君

中本 博明君

田中隆太郎君

尾元 武君

新山 玄雄君

応招しなかった議員

平成17年 第5回(臨時)周防大島町議会会議録(第1日)

平成17年8月19日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成17年8月19日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案説明
- 日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(一般会計補正予算関係)
- 日程第5 議案第2号 平成17年度農業集落排水資源循環統合補助事業沖浦東地区污水处理施設建設土木工事の請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案説明
- 日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(一般会計補正予算関係)
- 日程第5 議案第2号 平成17年度農業集落排水資源循環統合補助事業沖浦東地区污水处理施設建設土木工事の請負契約の締結について

出席議員(25名)

1番 安本 貞敏君	2番 伊東 梅芳君
3番 土手 正喜君	4番 平野 和生君
5番 荒川 政義君	6番 浜戸 信充君
7番 杉山 藤雄君	8番 神岡 光人君
9番 田村 三郎君	10番 伊藤 秀行君
12番 平村 真成君	13番 魚谷 洋一君
14番 松井 岑雄君	15番 黒田 壇豊君
16番 広田 清晴君	17番 魚原 満晴君
18番 富田 安英君	19番 木村 潔君
20番 中本 博明君	21番 平川 敏郎君

22番 田中隆太郎君
24番 尾元 武君
26番 新山 玄雄君

23番 小田 貞利君
25番 久保 雅己君

欠席議員（１名）

11番 武政 輝夫君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 山内 章弘君 議事課長 木元 真琴君
書 記 河井 敏博君 書 記 藤本万亀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中本 富夫君	助役	椎木 巧君
収入役	吉村 正晴君	総務部長	村田 雅典君
総務課長	吉田 芳春君	総合政策課長	坂本 薫君
財政課長	奈良元正昭君	健康福祉部長	馬野 正文君
産業建設部長	岡村 春雄君	環境生活部長	村田 章文君
契約監理課長	平田 好男君	下水道課長	嶋元 則昭君
久賀総合支所長	野口 菊義君	大島総合支所長	山本 治君
東和総合支所長	田村 博君	橘総合支所長	中河 美昭君

午前9時30分開会

議長（新山 玄雄君） おはようございます。本日はお忙しい中を御出席いただきまして、ありがとうございます。ただいまから平成17年第5回周防大島町議会臨時会を開会いたします。

武政議員から欠席の通告を受けております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。

・ ・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（新山 玄雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の署名議員は、会議規則第120条の規定により、13番、魚谷洋一議員、14番、松井岑雄議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

議長（新山 玄雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、本日1日限りとすることに決しました。

日程第3．議案説明

議長（新山 玄雄君） 日程第3、議案の説明に入ります。

町長より議案の説明を求めます。中本町長。

町長（中本 富夫君） おはようございます。平成17年第5回周防大島町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折早朝から御参集賜り、まことにありがとうございます。

議案説明の前に、私事で恐縮ではありますが、一言お礼方々ごあいさつ申し上げます。

私は、去る7月5日、狭心症による胸部圧迫感を覚えカテーテル検査の結果、冠動脈に狭窄が見られ、8日、冠動脈バイパスの手術を受けました。

術後は順調に回復し、7月30日に退院、1週間の自宅療養を経て、8月8日からは体をならすため徐々にではありますが、政務に復帰したところであります。

私が療養している間、議員各位をはじめ各方面に対しまして多大なる御迷惑をおかけいたしましたことに、この場をおかりしまして、深くおわび申し上げます。また、多くの方から丁寧なお見舞いの数々を賜り、大変恐縮しているところであります。

近日中には、職務に精励できる体調を取り戻すことができることと存じますので、議員の皆様におかれましては、今まで以上に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

それでは、本日提案しております議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。本臨時会に提案しております案件は、専決処分の承認1件、工事請負契約の締結に関するもの1件であります。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

8月8日に衆議院が解散したことにより、第44回衆議院議員総選挙が9月11日に執行予定

となっております。

この選挙執行の諸準備に伴います、平成17年度周防大島町一般会計補正予算(第3号)についてであります。選挙公示までの準備期間が短く急を要し、議会を招集するいとまがありませんでしたので、議案書のとおり専決処分を行い、これを報告し承認を求めるものであります。

議案第2号は、平成17年度農業集落排水資源循環統合補助事業沖浦東地区污水处理施設建設土木工事の請負契約の締結についてであります。

指名競争入札の結果、柳井市伊保庄の井森工業株式会社が落札いたしましたので、この業者と工事請負契約を締結するため、議会の議決をお願いするものであります。

以上、概要につきまして御説明いたしましたが、詳しくは提案の都度、関係参与が御説明申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長(新山 玄雄君) 以上で議案の説明を終わります。

日程第4 議案第1号

議長(新山 玄雄君) 日程第4、議案第1号平成17年度周防大島町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求めることについてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役(椎木 巧君) 議案第1号専決処分の承認を求めることについて、補足説明を行います。

御承知のとおり、去る8月8日に衆議院が解散され、8月30日公示、9月11日投票という総選挙の日程が決定いたしました。これに伴い直ちに選挙執行の準備に取りかかる必要が生じたわけではありますが、その執行経費としての一般会計補正予算につきまして、議会を招集するいとまがございましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、8月11日付をもちまして専決処分を行いましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算に3,826万8,000円を追加し、予算の総額を169億545万2,000円とするものでございます。

まず、歳入であります。7ページをお開き願います。

衆議院議員選挙の県委託金といたしまして3,826万8,000円を見込んでおります。

次に、歳出でございますが、9ページからの説明欄にありますように、選挙執行経費といたしまして各投票所等における投票管理者等の報酬、投開票事務に従事する職員の時間外勤務手当、選挙事務に要する消耗品やポスター掲示場設置に要する経費等を合わせ3,826万8,000円の計上をいたしているところでございます。

なお、今回が周防大島町として初めての衆議院議員総選挙でありますので、その執行経費につきましては概算で計上をいたしております。執行経費が確定いたしましたならば、改めて補正予

算により調整をいたしたいと思っておりますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

以上で、議案第1号の概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第1号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回専決せざるを得ないという理由はだれの目から見ても明らかという前提ではありますが、実際的に県、総理のやり方については大きな批判が出てくるというふうに見ております。

さて、質疑に入るわけですが、初めてということでもあります。1つ、歳入でお聞きしたいと思いますが、実際的に私、長い間、国の選挙は国庫委託金で入り、県委託金ということであれでしたが、私、長い間、勘違いだったかなというふうに思うとりますが、実際的にはずっとそうだったのかどうか含めて、記憶の範囲で結構ですから、答弁を求めておきたい。国庫委託金で入るべきかなというふうに思うんですが、このやり方は、結局は県の予算が膨らむだけと。いわゆる国から県に流れて、県から町に流れると。実際的に国から町に流れれば、県の予算は膨らまんわけなんです。実際的にこういう流れは県の予算が膨らむだけという流れでありますから、若干聞いちょきたいなというふうに思います。それが1点目です。

2点目として、歳出の方ですが、実際的に組み合わせが原材料と工事費と委託という格好で工事、工事といいますが、事業を進めるという格好ですが、その組み合わせの中味について聞いておきたい。原材料があります、歳出部分で。そして、実際的に委託料としてポスター設置計上があります。そして、工事費があります。この組み合わせはどういう、実際仕事を発注する場合にどういう流れになるのか、聞いておきたいというふうに思います。

それと、これも概算でありますから何とも言えませんが、食糧費が145万1,000円と、これは当然昼食代そのほか、いわゆる格好になるんじゃないかというふうに思いますが、その辺を含めて聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 歳入で御質問いただきましたけれども、これは国の選挙につきましても、県を通じて町の方に入ってくるということで、従来から県委託金ということで計上させていただいております。今回も同じでございますので、県委託金ということでの計上でございます。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 歳出の関係につきまして二、三質問ございました。

まず、委託料の経費でございますが、これはポスター掲示場の設置の経費でございます。

それから、原材料費、これにつきましては、ベニヤ等は印刷をして現場に持っていくというこ

とで、これの経費につきましては設置経費とは別という解釈で原材料費の方に予算を計上しております。

それから、工事請負費の関係でございますが、これにつきましては周防大島庁舎の電算室のエアコンの設備でございます。4町が合併いたしましてエアコン、電算室のいろいろな機器がふえてきておりまして、今回衆議院選挙に伴いますいろいろな電算処理業務等々で、電算室そのもののいわゆる温度が上昇して、室温が上がって、機器がストップするというおそれがあります。したがって、その対策といたしまして、このたびの衆議院選挙に合わせて電算室にエアコンを設置するという工事請負費ということで100万円を計上しております。

失礼しました。食糧費の関係でございますが、これは選挙事務に従事する投票管理者、職務代理人、立会人、あるいは期日前投票の職務代理人等々の食糧費ということで対策をとっております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 1つは、食糧費の支出範囲ということで、今、職務代理人と言われましたが、実際的に職務代理人ということになると、選管事務の職務代理人ということだろうかというふうに思うんですが、それは当然いわゆる民間部分、いわゆる町が条例で設置して、いわゆる平たく言えば頼んだ範囲という格好でとられていいのかなのか、もう一回聞いておきたいというふうに思います。

それと、あわせて今回委託ということで200万円組んでおります。これも実際的には原材料をそこに届けると。それで、実際的には委託ということなんですが、実際的に1つにするのか、2つにするのか、4つにするのか、委託先を実際的に、例えば、旧来ならそれぞれ迅速にという格好の中で、実際的には4地域それぞれ別々でやっとなったわけなんです、今の答弁の中で、例えば、委託、事務上、煩雑かどうかは別にして、実際的には4町それぞれに業者さんもおられるわけですから、それこそ分割委託という格好になるのか、それとも実際的には委託といえども、きちっとした入札をし、実際的にやられるのか、その辺が非常にちょっと委託ちゅう格好になると、非常にわかりにくい部分があるので、聞いちょきたいというふうに思います。

以上、2点についてちょっと聞いちょきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） まず、食糧費の関係でございます。

これにつきましては二、三年前ぐらいまでは各投票所、旧大島町で言いますと、投票所の職員も含めてでございますが、立会人も含めておやつ代ということで、茶菓子代という現場への支給がございました。これを前々回ぐらいから弁当等に切りかえるということでの対応をしております。

したがって、職務代理者も、当然職員も入っておりますし、現場でやっておりますいわゆる投票管理者、立会人、この方たちすべてのいわゆる昼食という対応で経費を計上しております。

なお、あわせて夜間の開票に従事する職員等については当然であります、夕食を支給して開票事務に従事してもらうということでの経費でございます。

それから、委託の関係でございます。ポスター掲示場の設置ということの委託になるわけですが、4町合わせて355カ所、掲示板があります。これをすべての1つの業者で実施をするということは時間的なものもございます。それは不可能でございます。

したがって、今回も突然起こったような選挙でございますので、旧4町で対応しておりましたスタイルでこのたびの委託はやっていこうということでございます。参考までに旧4町でいきますと、旧大島町は業者の見積もりでやっておりました。ほかの3町は随契という形をお願いしております。これはなぜかと申しますと、ポスター掲示場の設置場所等々相当熟知してないと、私どもが考えている場所と設置場所が異なるというおそれもございますので、そのあたりも考慮いたしまして、今回は時間的なものがないということで、今までのものを踏襲してやっております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際私は、いわゆる民間に対する食糧費の支出と職員に対する食糧費の支出は、私は明らかに別途じゃないかという基本的考え方を持っております。といいますのが、職員については当然、管理者等については報酬等が支払われる部分があります。その部分と實際上、給与をもらうて、公の仕事をしながら超勤をもらうて、そこに食糧費を支出するという点は、通常茶菓子代という範疇ならまだあれですが、実際的に弁当をとってあげるというやり方は本来的じゃないというふうに私は考えております。

といいますのが、実際的にそれだったら、同じ業務をやってと言われるが、やっぱりそこは私は違うんじゃないかというふうに思います。やっぱりその点は職員と、いわゆる民間人として来られる部分という部分は別個じゃないかというふうに思いますが、あくまでこれは一般の職員じゃね。一般の職員も食糧費の対象という考え方なのかどうなのか、再度聞いておきたい。非常にわかりにくいといいますのか、一般職に実際的に弁当代を支出するちゅうのは余り私は好ましくないちゅうような気がしとるわけですよ。

ですから、その辺はもうちょっとかみ砕いた答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 広田議員の指摘と私どもの考えてる事が多少ずれがあるかもわかりません。今までは選挙事務に従事している方については茶菓子代ということで、それなりの金額という形で支給をしておりました。それにかわるものということでまず御理解いただきたいということ。あわせて選挙事務というのは朝7時からでございます。場所によたら職員は朝6時ご

る家を出て行って、投票所の準備をしなくちゃいけない。そうしますと、少なくとも家族の方は朝5時ぐらいから起きて、昼の準備をしなくちゃいけないと、いろいろな問題もあります。どこに職員が行くかはまだ想定されておりませんが、可能な限り、そのあたりの職員の便宜も図るといことで対応していこうという考え方でございますので、果たして職員に対して食糧費云々という御指摘がございます。そのあたりで多少ずれがあるというふうに理解しております。その辺は御容赦いただきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） ちょっと今の関連して、もう少し広田議員が聞きたいみたいなので、私がかわって聞きますが、職員については全部超勤、朝から終りまで超勤対応されるわけでしょう。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 職員については超勤対応です。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 弁当は昼も夜も出すわけですか。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 昼食と夜の開票従事者には夜を出すという考え方です。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。神岡議員。

議員（8番 神岡 光人君） 今、説明をちょっと聞いたんですが、ポスターの掲示355カ所と聞いたんですが、旧4町の掲示の内訳は。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） お答えいたします。

旧大島地区が107カ所、旧橋町地区が86カ所、旧久賀町地区が70カ所、それから、旧東和町地区が92カ所になっております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。議案第1号、討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） あえて反対討論をする必要はないというふうに考えておりました。今さらだれが見ても、いわゆる基本的には今回の、いわゆる法律に基づく専決の理由は当然だれが見てもわかるわけです。それは質疑の中で明らかにしたとおりです。

しかし、今、いわゆる論議の中で明らかになった点、かつては茶菓子代として出しようとした職員さんにも。それがいわゆる弁当というスタイルになったんだということで若干に意識が違うと

いう、大まかに言えばそういう答弁でした。

しかし、考えてみてください。例えば、会社によっては変則勤務があります、当然。今すごい変則勤務がある中で、当然家庭、仮に先ほど答弁があったように奥さんがおられれば、当然奥さんは弁当をつくって御主人を送り出すと、当然であります。6時に出ようが、何時に出ようが、通常の世帯、民間人なら、それは当然そうなります。例えば、私の知り合いで、例えば、朝早くからする仕事があれば、当然家庭内でします。これは家庭の範囲なんですよ。

ただ、部外者、いわゆる民間の方で、例えば、報酬の関係で低い場合に、そういう条件があった場合はあります。結果的にはね。

しかし、この間、そういう報酬はずっと上がってきましたよ、実際的には。わざわざ職員に超勤プラス、いわゆる食糧費を支出するちゅうこと自体が非常に私は不合理だと。確かに今回、国の解散ですから、金の流れは町は一切痛みません。

しかし、そういうなので税金の使い方、果たして妥当かどうか、これを私は専決の理由以外のところで、私は問題があると。そういう発想では、私は親方日の丸的发想だというふうに町民からも言われます。今の答弁は承服しかねるという立場を明確にして反対討論としたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論もありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第1号平成17年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は承認することに決定しました。

日程第5・議案第2号

議長（新山 玄雄君） 日程第5、議案第2号平成17年度農業集落排水資源循環統合補助事業沖浦東地区汚水処理施設建設土木工事の請負契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第2号平成17年度農業集落排水資源循環統合補助事業沖浦東地区

汚水処理施設建設土木工事の請負契約の締結につきまして、補足説明を申し上げます。

本工事は、去る平成17年8月12日にアイサワ工業外10社による指名競争入札の結果1億1,500万円で井森工業株式会社に落札をいたしました。つきましては消費税を加えました1億2,075万円で工事請負契約を締結しようとするものでございます。工事概要につきましては用地の造成工事、水槽部分ですが、本体工事及び外構工事が一体となったものでございます。建築部分ですが、建築部分の面積は132.55平方メートルでございます。

以上で補足説明を終わりますが、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第2号、質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 前からも御指摘を申し上げたと思うんですが、いかにも資料がもう少し欲しいですね。1億円以上もするのを議会で認めるかどうかというときに、場所もどの辺かようわからんし、もちろん地図もないし、もう少し資料として提出してほしいと思います。現場、それから、どういった工事内容、それから、設計図とか、そういうのがもうちょっと出せると思うんですが、いかがですかね。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） できるだけ議員さんの御指摘のとおり、資料をつけさせていただきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） いや、これは前にも御指摘をしましたよ、そうやって。ほたら、そのときもそのように答弁だったと思うんですけども、相変わらず資料不足だというふうに思いますが、せめて設計図なんか、今出せないですか。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 以前も御指摘いただいたということでございますが、設計書といひましても、膨大な数があるわけございまして、位置図とか、またはごく概略的な添付図面ということで御了解をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） せめてどういった建物を建てるとか、見ることもできんじゃないですか、これじゃったら。やっぱりそれは判断しかねる。

議長（新山 玄雄君） 嶋元下水道課長。

下水道課長（嶋元 則昭君） 今回の議案につきましては、造成工事と水槽工事と外構工事という組み合わせになっております。そして、造成工事がのり面の掘削溝が約1万立米、そして、そ

の処理が1万立米、そして、のり面の吹きつけが約1,800平米、そして、ブロック擁壁が150平米です。そして、本体の下水道の水槽の部分につきまして、掘削が約2,470立米、そして、それに伴う残土が1,230平米、そして、コンクリートの打設が513立米と型枠が約2,000平米です。

それで、外構の流入管と、そして、放流をするのが約、流入が50メートルと放流が34メートルになってますが、建築の部分につきましては図面が後年度のまた工事になります。

ですから、今、土の中へ沈む部分の工事という形になります。図面につきましては今は契約監理課の方にありますが、また後日お持ちいたします。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的には近隣市町村調べてみますと、基本的には位置図はきちっとつけて出しようなのがほとんどです。旧町時代なら面積が狭いので、それぞれ議員さん方行って、ずっと見て帰れるということなんですが、実際的には面積が広がり、位置図的にやっぱりきちっとしたものが議会には提示すべきではないかなという点を踏まえて質疑をしたいというふうに思います。

今回も実際的には井森工業さんが94.185、これは間違いだったらまた答弁のとき言うてもらいたいんですが、入札比較価格で94.185ぐらいになるかなというふうに見とるんですが、今回県内大手含めて、県内大手、準ゼネコンクラスになるんかね。その辺が組み合わせた中で入ってるんですが、実際的に入札状況を見てみますと、明らかに私、参加しない、参加ありがとうございましただけで99.099という実際的には本当に参加したんかなというのを疑うような実際99を超える金額を書いて出すというたら、そういう状況なんよね。こういう状況を見てどのように審査会の方としては見ておられるのか、ちょっとその辺を聞いておきたいというふうに思います。実際的に結果ですから、あくまで結果ですから、これは。

ただ、せっかく入札制度があって、実際的にはいろいろ苦勞をされてやられとるというふうなら一定程度わかるんですよ。ほいじゃが、そして、参加していただいたら町大手クラス、県大手クラスが実際的には99%で終わるという格好になれば、本当に今のいわゆる競り合っても仕事が欲しいという時代に実際的にはどうなんかなと。これは所見の範囲ですから、聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 今、御質問のとおり、それは1億2,210万円に対して1億2,100万円というふうな業者があるということの御指摘だろうと思いますが、私どもの方でなぜこれが99%なのかということは、非常に答弁は難しいのではないかと。それは業者の幾ら呈示するかという最上の範囲だと思います。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） この事業は、家房、出井地域の下水処理のための一応事業ですから、実際的には反対まではできないというふうに考えておりますが、問題点は入札執行のときに実際的に、例えば、もう実際入札したが99で書いて帰るといふ業者さんは、やっぱり入れかえの対象です、実際的には、次期以降はやっぱり。それはこれだけじゃないわけですから、業者さんは。

というのが今は経団連ですか、奥田会長がこの間、いわゆる談合について発言したくんだりがあったんですが、日本において談合はなくなりませんちゅうて、マスコミの前で堂々宣言するような財界のお偉方が言われようたんですが、実際的にそうは言っても公共事業ですから、私たちは目を光らして、やる気のない業者さんなら入札参加してもろうたが、やる気のない業者さんなら次期以降は、それは見直しの対象というぐらゐの指名審査会の考え方がないと、それを少しでもとめるという格好にはならんのかなじゃないか。結局はバッター順なり、地域性なりがあって、繰り返して、巻き返しおこってくるという体質が変わっていかんのかなちゅうふうな気がするわけですよ。私はやっぱり指名審査会の毅然とした対応がそういう、いわゆる業者さんになめられない体質になっていくというふうには私自身は考えてるんですよ。それを毅然としていかんと、いつまでもこれは民間がやることで、執行部は、いわゆる予算があって、予定価格をつくって、あくまで入札は民間がやるんよちゅうだけじゃ、私はその体質は変わっていかんというふうに考えております。再度答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） ただいまの御質問でちょっと考えてみますと、例えば、今回94.19%の落札業者が一番最低の価格で落札をされたということでございます。それから順番にずっと上で、一番上が99%だったということになりますと、例えば、今の御議論でいきますと、例えば、95%以上の業者は余り競争する意欲がなかったと見られて、入れかえの対象になるというふうな意味のことではないかと思うんですが、非常にこちらから指名した業者さんが、すべて今回の出井の工事に対してみんな100%同じような意欲を持っておられるかどうかというのは、若干問題があると思います。

ただ、入れかえたから、それじゃそういう業者さんがすべてそういう意欲があるかということにもなるのではないかと思います。

そこで、多様な入札方法という面からして、公募型というふうなことも検討いたしております。例えば、今はJVでの公募という形で、金額をある程度設定して、それ以上はJVでの公募という形にいたしておりますが、例えば、単独業者での公募という方法もございます。例えば、公募に応募する業者さんというのは当然、今言われる言い方をすると、やる気のある業者さんという

ことが前提で応募されるというふうなことになるんでしょうが、仮にそういうことが公募でやった場合は非常にいいということになるかどうかは別といたしまして、そういうことも今、指名審査会の中ではいろいろ多様な入札方法ということで検討はいたさせていただいております。

ただ、私どもの方でこれを95以上はすべて入れかえるのだというのは非常に難しい方法ではないかというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 私は、今回の質疑は基本的には指名審査会の所見にかかわる部分で、非常に難しい答弁にならざるを得んというふうには思います。

しかし、やっぱり一定の、単純に95以上が云々じゃないんですよ。実際的には、いわゆる積算能力のある、見積もり能力のある大きな会社でしょう、基本的には。例えば、実際的にその他の業者さんよりは少なくとも見積もり能力や工事能力や、それは大きいところにあるというふうにあって、市場でいろんな事業を営んでおられるというふうには私は考えておるんですよ。

ほいじゃが、実際的に公共工事にかかわってはこういう状況が発生するというのは、何かの形の中でも知恵を出していかなといけない面が、それは私がこの間から言うのは節約という意味で言いようなんですが、実際的には本当大きな違いが出てくるというふうには私は見ております。実際的に今回の質疑は指名審査会に対する所見を求めると、今の現象から、結果から言うことですね。非常に難しいかもわかりませんが、そういう実態があるということだけは再度言うておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。議案第2号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第2号平成17年度農業集落排水資源循環統合補助事業沖浦東地区汚水処理施設建設土木工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・

議長（新山 玄雄君） 以上をもちまして、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたし

ました。

これにて平成17年第5回周防大島町議会臨時会を閉会いたします。
事務局長（山内 章弘君） 御起立願います。一同、礼。

午前10時08分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 新山 玄雄

署名議員 魚谷 洋一

署名議員 松井 岑雄